

高松市都市計画道路等整備検討業務委託

仕様書

平成26年12月

高松市都市整備局都市計画課

本仕様書は、高松市が行う「高松市都市計画道路等整備検討業務委託」に適用するものとする。

(業務目的)

第1条 高松市都市計画道路等整備検討業務委託は、現在、未整備となっている都市計画道路高松海岸線及び瓦町松島線（駅前広場含む。）について、整備のあり方等について調査・検討を実施し、取りまとめることを目的とする。

(業務期間)

第2条 業務の履行期限は、契約締結の日から平成27年3月27日までとする。

(業務対象区域)

第3条 業務対象区域は、高松市玉藻町外15町地内を対象とする。

(業務概要)

第4条 本業務の業務概要については、次のとおりとする。

(1) 設計業務

- ・道路予備設計 0.8 km
- ・交差点予備設計 2箇所
- ・踏切設計 2箇所
- ・駅前広場 基本設計 一式

(2) 測量業務 一式

(3) 交通量調査 14箇所

(業務内容)

第5条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

- ・道路予備設計 L=0.8 km（高松海岸線0.65 km、瓦町松島線0.15 km）

都市計画道路高松海岸線及び瓦町松島線において、道路予備設計を行う。

- ・交差点予備設計 N=2箇所

都市計画道路高松海岸線において、交差点予備設計を行う。

- ・踏切設計 N=2箇所

都市計画道路高松海岸線において、道路予備設計及び交差点予備設計に伴う、踏切設計を行う。

- ・駅前広場 基本設計 一式

①問題点と課題の整理

瓦町駅及び駅周辺の都市の特性、並びに歩行者・車両の交通状況を整理した上で、周辺の主要施設や街区との連携・アクセス性等から、当駅前広場に求められる役割（確保すべき機能）、まちづくりの中での位置づけなど、駅前広場整備の現状と課題を抽出する。

②基本方針の設定

駅前広場に導入すべき交通空間機能（交通結節点としての機能）及び環境空間機能（都市の広場としての機能）について整理し、当広場整備における基本方針を設定する。

③将来乗降客数の設定

現状の駅前広場利用者（鉄道利用者及び非鉄道利用者）を基本に、周辺計画を考慮した上で、将来駅前広場利用者を推計するとともに、駅前広場の施設数算定の基礎となる将来

のピーク時施設（末端）別計画交通量（利用者数あるいは施設台数）を推計する。

④規模の算定

推計した将来のピーク時施設（末端）別計画交通量（利用者数あるいは施設台数）をもとに、「駅前広場計画指針」に基づき、交通施設数等を設定し、駅前広場基準面積の算定を行う。

⑤交通施設配置計画の検討

駅前広場の形状や駅コンコースの位置、接続道路との関係、交通動線処理、適正な環境空間の確保などを総合的に勘案し、交通施設配置計画（レイアウト計画）案を作成し、各案の利点・欠点を比較評価しながら、最も合理的な交通施設配置計画を検討する。

比較評価に当たっては、必要に応じて、鉄道・バス・タクシー等交通事業者及び道路管理者・交通管理者との協議を行うものとする。

⑥基本計画図の作成

選定した交通施設配置計画（レイアウト計画）をもとに、車両軌跡・バース規格等を反映した基本計画図（S=1/500程度）を作成する。

⑦概算工事費の算定

基本計画図に基づき、概算工事費の算出を行う。

(2) 測量業務 一式

都市計画道路高松海岸線及び瓦町松島線の設計業務に必要な測量を行う。

(3) 交通量調査 14箇所

都市計画道路高松海岸線及び瓦町松島線の設計業務に必要な交通量調査を行う。

(成果品)

第6条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 電子媒体（PDF形式及びWORD形式） | 一式 |
| (3) その他、発注者が指示するもの | 一式 |

(提出書類)

第7条 本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- | | | | |
|---------|------------|-----------|---------|
| (1) 着手届 | (2) 管理技術者届 | (3) 職務分担表 | (4) 工程表 |
| (5) 完了届 | (6) 納品書 | (7) 請求書 | |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市調査職員の承認を受けなければならない。

(打ち合わせ)

第8条 受注者は、常に発注者と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

また、打ち合わせの会議録は、必ず作成するものとする。

(管理技術者及び技術者)

第9条 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者は、技術士（道路）資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わ

なければならない。

3 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

(業務の補償)

第10条 業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(成果品の審査)

第11条 受注者は、業務完了前に発注者の成果品審査を受けなければならない。

2 受注者は、成果品審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

3 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(業務の完了)

第12条 本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査を持って、業務完了とする。

(不当要求行為の排除対策)

第13条 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下、「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下、「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(適正な労働条件の確保)

第14条 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているため、この点に留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) (1)から(6)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(費用の負担)

第15条 本業務に伴う必要な費用は、原則として、受注者の負担とする。

(法令等の遵守)

第16条 受注者は、事業の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の堅持)

第17条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持しなければならない。

(業務の委任)

第18条 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、第5条に示すものである。

(損害賠償)

第19条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

(参考資料の貸与)

第20条 発注者は、事業の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続きによって貸与するが、受注者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。

また、業務完了後、速やかに発注者へ貸与された資料を返納するものとし、破損並びに滅失、盗難等のないように慎重に取扱わなければならない。

(参考文献等の明記)

第21条 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

(市の内部公益通報制度)

第22条 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があり

ます。) ⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@iaa.itkeeper.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局人事課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局人事課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

（疑義の解釈）

第23条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

（個人情報の保護）

第24条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 1 受託者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(使用者への周知)

- 3 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

- 4 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的以外の使用等の禁止)

- 5 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

- 6 受託者は、この契約による事務に係る安全確保の措置（個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。）を講じなければならない。

(複写等の禁止)

- 7 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために本市から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 8 受託者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 9 受託者は、この契約による事務を処理するために発注者から引渡しを受け、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(事故報告義務)

- 10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

- 11 受託者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を

作成し、発注者に報告しなければならない。

(契約の解除および損害賠償)

- 1 2 発注者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。